

記録の保存期間の変更（介護予防支援事業）

全ての場合に保存期間が延長される訳ではなく、次の表に掲げる記録に係る保存期間が延長されます。これまでの保存期間は「その完結の日から2年」となっていますが、今後は実際にサービス提供した日等を起算日として5年となります。

※条例施行時に現に保存されている各記録についても、条例の保存期間に従って保存してください。

介護予防サービス計画 … サービスの提供に係る契約の終了の日から5年間		
指定介護予防サービス事業者等との連絡調整に関する記録 アセスメントの結果の記録 サービス担当者会議等の記録 評価の結果の記録 モニタリングの結果の記録 苦情の内容等の記録 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	} 当該サービスを提供した日から5年間 (記録した日から5年間)	
市町村への通知に係る記録 … 当該通知の日から5年間		